

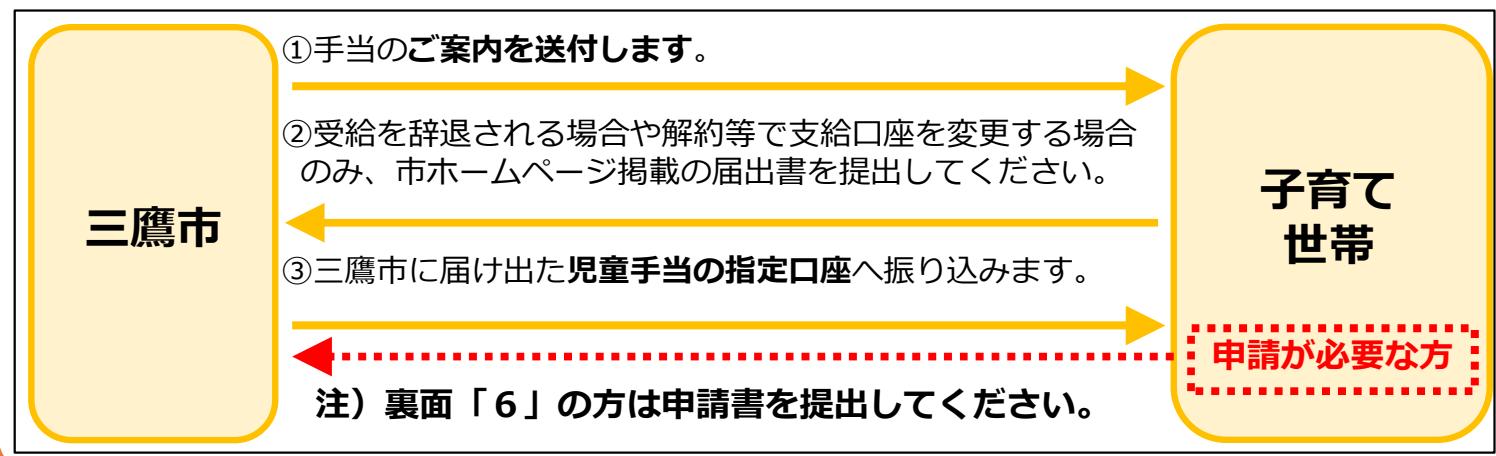
政府の 物価高対応子育て応援手当 のご案内

対象児童1人につき2万円を1回限りで支給します！

■はじめに・・申請は必要ですか？

原則申請は不要です。

注) 申請が必要な方は裏面「6」をご覧ください。また、受給を辞退される場合や支給口座を変更する場合のみ、裏面の窓口まで届出書を郵送または持参してください。届出期限については、下記①で送付するご案内をご確認ください。



1. うちの子は、対象になるの？【対象児童】

次に記載する児童が対象になります。

- (1) 令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当の支給対象児童
- (2) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童

2. だれがもらえるの？【支給対象者】

上記（1）の児童手当受給者、または上記（2）の保護者のうち生計を維持する程度の高い者

3. いくらもらえるの？【支給額】

対象児童1人につき2万円（1回限り）です。

4. いつもらえるの？【支給時期】

三鷹市では、令和8年3月から順次支給を開始します。振り込み日については、事前に受給者あてに通知を送付します。入金の確認ができなかつた場合は裏面の窓口までお問い合わせください。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

5. どんな方法でもらえるの？【支給方法】

（1）児童手当受給者

三鷹市に届け出た**児童手当の指定口座**に振り込みます。

（2）申請を行った方（「6」の対象者）

三鷹市に届け出た**児童手当の指定口座**または**申請書に記載の指定口座**に振り込みます。

注) すでに三鷹市から転出している方は、10月または12月定例の児童手当支給口座です。

6. 申請が必要なのはどんな場合？

次に記載する方は申請が原則必要です。申請書を提出してください。

- ・所属庁から児童手当を受給している公務員（下記「公務員の方へ」を参照）
- ・10月1日以降に離婚（離婚調停中も含む）により児童手当の申請が必要になった保護者

7. こんなときはどうなるの？

■引っ越しした場合はどうなりますか？

9月分（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当を支給した市区町村から、児童手当の指定口座に振り込まれます。ご不明な点があれば、引越し前の市区町村にお問い合わせください。

■DV被害により、子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

避難先の市区町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができますので、なるべく早く避難先の市区町村にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市区町村に連絡する必要もありません。

～公務員の方へ～

公務員の方は、まずは所属庁に手続きについてご確認ください。また、手当をスムーズに受け取るため公金受取口座の登録をおすすめします（公金受取口座の登録だけでは今回の手当の申請手続きは完了しませんのでご注意ください。）。

問合せ先（三鷹市役所）

子ども政策部子育て支援課手当・医療係

「物価高対応子育て応援手当」43番窓口

電話：0422-29-9675

（受付時間：平日 8:30～17:00）

市ホームページ
はこちら↓



問合せ先（国）

こども家庭庁 コールセンター

電話：0120-252-071

（受付時間：平日 9:00～18:00）



「物価高対応子育て応援手当」に関する

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに三鷹市から問い合わせを行うことがあります。ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めるることは絶対にありません**。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに三鷹市の窓口又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。